

【工事受注者の皆様へ】

工事検査についての注意点
～工事検査を円滑に実施するために～



令和8年6月

東広島市 総務部 検査課

1 目的

本資料は、受注者における工事検査体制の適正化を目的として、工事検査（完成検査・中間検査等）にあたって特に留意すべき事項を整理したものです。

工事検査の円滑な実施および工事品質の確保を図るため、受注者各位においては、本資料の内容を十分理解のうえ、社内体制および検査対応の見直しを行うこととしてください。

2 受注者における検査体制の整備

(1) 検査対応責任者の明確化

工事ごとに、工事検査対応の責任者を明確に定めてください。原則として、現場代理人又は監理技術者（主任技術者）がこれにあたるものとします。

責任者は、工事全体の施工状況、設計変更の内容、過去の是正履歴等を十分に把握している必要があります。

(2) 社内検査（自主検査）の実施

発注者による検査の実施前に、受注者としての社内検査（自主検査）を行ってください。

出来形、品質および提出書類について、設計図書との整合を確認し、不備が認められる場合は是正を完了したうえで検査を受けてください。

(3) 検査資料の事前確認

出来形管理図表、品質管理資料、工事写真、試験成績表等について、内容が最新かつ相互に整合しているかを事前に確認してください。

数値の記載誤り、測定漏れ、写真不足等がないよう、複数名によるチェックを行うことが望ましいです。

3 工事検査時の立会者に関する注意点

(1) 立会者の原則

工事検査には、原則として現場代理人（又は受注者）及び監理技術者（主任技術者）が立会ってください。検査における説明者は、監理技術者（主任技術者）の役目となっており、「実質的な関与」が十分に行われたかを確認する場でもあります。

(2) 立会者に求められる役割

立会者は、検査員からの質問に対し、施工内容、施工管理状況、設計図書との相違点等について、的確かつ誠実に説明できなければなりません。

また、指摘事項があった場合には、その内容を正確に理解し、是正方針を整理できることが求められます。

(3) 立会者の不在・交代に関する注意

正当な理由なく、検査当日に必要な立会者が不在の場合には、検査を実施しない、また

は延期することがあります。やむを得ず代理の者が立ち会う場合には、事前に発注者へ連絡を行い、十分な引継ぎを実施することとしてください。

(4) 下請業者の取扱い

下請業者の立会及び説明は不要です。ただし、必要に応じて専門工種の下請業者が同席することは差し支えませんが、事前に発注者（検査員）の了承を得てください。

下請業者任せの説明や、その場しのぎの回答は厳に慎んでください。

4 書類検査（書面確認）における注意点

(1) 工事概要の説明

監理技術者（主任技術者）は、最初に工事概要を説明してください。この場合は、契約書等に書かれた工事概要をそのまま読むのではなく、平面図等を利用し、施工範囲や施工手順、施工方法を含めてわかりやすく簡潔に説明してください。

工事概要の説明で、契約書等に書かれた工事概要だけを読み上げて終わりにする立会者がいますが、最初から「実質的な関与」が疑われてしまうので注意してください。

(2) 検査時の説明・回答

検査員から事前確認での不明点、不整合点等についての質問がありますので、正直かつ的確に答えてください。また、完成書類の修正や不足等の指摘があった場合は、すみやかに対応してください。

検査を受けるのは、あくまでも受注者です。検査時の説明・回答は、基本、監理技術者（主任技術者）に求めています。検査員が質問するのは受注者がどのように施工計画を立て、それをどのように施工管理に繋げ、いかに完成させたかを確認するために行っていますので、監督職員には回答を求めています。検査時の説明・回答を監督職員に頼ることのないようにお願いします。

(3) 書類の体裁および提出方法

各種書類に押印、日付、記載漏れ等がないかを最終確認して検査に臨んでください。検査当日に初めて提示する資料がないよう、事前提出および事前確認を徹底してください。

5 現地検査（現場確認）における注意点

(1) 検査前の現場確認

検査前に現場の清掃および整理整頓を行い、安全かつ確認しやすい環境を整えてください。仮設物の撤去漏れや仕上げ未了箇所がないか、基準点や測点、測定箇所の表示がなくなっていないか、事前に十分確認してください。

(2) 検査当日に向けての準備

①検査に必要な機器（レベル、テープ、スタッフ、はしご、ライト、マンホールキー等）を準備してください。

②現道上での検査は、交通事故に遭わないよう安全に検査を行う必要があります。交通

誘導員が必要な場合は、適切に配置し作業員、検査員、通行人等の安全確保に努めてください。

- ③検査に際し安全上の観点から交通規制を必要とすることが予想される場合は、予め必要な許可（道路使用許可等）を得ておいてください。
- ④工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとしてください。
- ⑤現地検査で民地への立ち入りが必要な場合は、土地所有者等に了解を得ておいてください。
- ⑥現地で計測又は測定する人員体制を整えてください。
- ⑦電気設備や機械設備、エレベーター等の工事について、現地検査当日に稼働状況や不可視部分が確認できるように準備してください。

6 修補（手直し）

(1) 修補（手直し）の必要性

契約図書との適合を確認する検査時には、検査の結果として、合格、不合格の判断をすることになります。しかし、検査時不合格であっても、その後、修補を実施すれば合格（契約図書との適合）とされます。また、契約図書との適合を確認する検査では合格であっても、少しの手直しで工事目的物全体のグレードが上がる場合もあります。このような場合には指摘により手直しを行うことになります。

(2) 修補（手直し）の種類

検査の結果、工事目的物が契約内容に適合しない、必要書類が不足していると認められるときは、修補及び改造の指示又は指摘を行います。修補の種類には、口頭による指摘と文書による指示があります。

① 口頭による指摘

不適合の程度が軽易な場合や必要書類が提出・作成されていない場合、書類の修正が必要な場合等、7日未満で修補又は改造が完了すると認められるものについては、検査職員が口頭による注意喚起などの指摘を行います。

② 文書による指示

検査の結果、施工管理基準から外れているもの、出来形不足や品質不良の場合、基本的な構造及び機能の欠如により大々的な修補が必要な場合、又は不誠実な行為がある場合等、不合格となった場合には文書による修補の指示を行います。この場合、担当課と修補内容及び方法を協議し、速やかに対応し、修補が完了したら工事手直しの完了報告をしてください。その後、再検査が実施されます。また、修補指示日から修補完成日までの期間（修補日数）は履行遅滞となり、遅延損害金を請求される場合があります。

7 おわりに

工事検査は、形式的な手続ではなく、発注者および受注者双方が工事品質を確認する重要な機会です。

書類検査および現地検査それぞれの特性を理解し、適切な検査体制と責任ある立会対応により、円滑な検査の実施と信頼関係の構築に努めてください。